

学校における防災マニュアル（風水害）

五ヶ瀬町立五ヶ瀬中学校

I 風水害による災害

（1）生徒が自宅にいる場合

- 災害発生 ⇒ <初期対応 / 情報収集>
- ⇒ 状況把握および家庭との連絡（メール一斉送信 / 今後の対応の伝達）
 - ⇒ 関係機関へ報告（警察・消防・町教委）
 - ⇒ 緊急対策会議
 - ・現状の確認、不足する情報収集の方法確認および検討、伝達手段の確保
 - ・緊急避難場所になった場合は学校管理体制、当面の生徒の措置等

（2）登下校時

- 災害発生 ⇒ <初期対応 / 川岸、崖下から離れる>
- ⇒ <避難誘導 / 必要に応じて現場へ>
 - ⇒ <確認 / 人員確認>
 - ⇒ 状況把握および家庭との連絡（メール一斉送信 / 今後の対応の伝達）
 - ⇒ 関係機関へ報告（警察・消防・町教委）
 - ⇒ 緊急対策会議
 - ・現状の確認、不足する情報収集の方法確認および検討、伝達手段の確保
 - ・緊急避難場所になった場合は学校管理体制、当面の生徒の措置等

※ バスの乗降時には、点呼などの方法により、生徒の所在を確認する。

（3）生徒が学校にいる場合

- 災害発生 ⇒ <初期対応 / 情報収集>
- ⇒ <情報伝達 / 指示>
 - ⇒ 状況把握および家庭との連絡（メール一斉送信 / 今後の対応の伝達）
 - ⇒ 関係機関へ報告（警察・消防・町教委）
 - ⇒ 緊急対策会議
 - ・現状の確認、不足する情報収集の方法確認および検討、伝達手段の確保
 - ・緊急避難場所になった場合は学校管理体制、当面の生徒の措置等
 - ⇒ 生徒の受け渡し
 - ・靴をもって体育館へ移動
 - ・体育館待機
 - ・名簿を準備し、チェックをしながら保護者が来たところから順次下校

2 自宅への連絡体制

- 安心・安全メールの活用（保護者への周知）
- 学校のホームページ（保護者への周知）

3 その他

- 避難経路の確認
 - 日頃から登下校中に被害に遭った時を想定し、安全な場所について確認をしておく。
- ※ 災害時に学校が避難所となった場合には、設置者と協議のうえ、職員も避難所運営管理チームの一員となり、救援組織と連携した援助活動を求められる場合がある。